

富士宮市通学路防犯カメラ  
設置費補助金  
事前相談、交付申請の手引き

令和3年4月

富士宮市

## 目次

通学路防犯カメラ設置費補助金の概要	1
補助金交付事務の流れ	2
事前相談申込書提出の前に	4
補助金交付申請の手続き	5
1 【自治会→市】事前相談	5
2 【市、自治会ともに】現地協議	5
3 【市→自治会】補助の内示	5
4 【自治会→市】補助金交付申請書の提出	6
5 【市→自治会】補助金の交付決定	6
6 【自治会で】設置工事着手～完了	7
7 【自治会→市】実績報告書の提出	7
8 【市→自治会】補助金の交付額確定	7
9 【市→自治会】補助金の交付	7
設置後の管理及び運用について	8
富士宮市通学路防犯カメラ設置費補助金に係る事前相談申込書記載例	9
通学路防犯カメラ現地協議確認票 様式 (①)	10
通学路防犯カメラ現地協議確認票 様式 (②)	11
富士宮市通学路防犯カメラ設置費補助金交付申請書 (第1号様式) 記載例	12
事業計画書記載例	13
収支予算書記載例	14
管理規程の参考例	15
同意書の参考例	17
土地使用承諾書の参考例	18
住民合意形成報告書の参考例	19
通学路防犯カメラ設置看板製作例	20
通学路防犯カメラ設置補助事業実績報告書記載例	21
事業実績報告書記載例	22
誓約書記載例	23
Q&A	24
お問い合わせ	26

## 通学路防犯カメラ設置費補助金の概要

地域の自主的な防犯活動を支援するため、通学路防犯カメラを設置する自治会に対して設置費の一部を補助します。

補助対象者	市内の自治会										
補助金額	補助の対象経費の2分の1以内、上限額15万円（1台当たり） 1自治会当たり2台まで										
令和3年度補助台数	30台分（市内全体） ※予算がなくなり次第終了となります。										
通学路防犯カメラ	<p>通学路における犯罪の防止を目的として、特定の場所に継続的に設置し、<u>通学路を撮影するビデオカメラ</u>で、下記の画像記録機能を有するもの。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">有効画素数</td> <td>38万画素以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">録画時間</td> <td>24時間録画し、画像データを1週間以上保存できるものであること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">フレームレート</td> <td>4フレーム/秒以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">記録媒体</td> <td>光ディスクその他これに準ずる方法により、確実に記録しておくことができる機能を有する物であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※この補助金は、<u>通学路における犯罪の防止を目的としているため、ゴミ出しのマナー違反者や犬の糞の不始末者を監視する等の目的のためには利用できません。</u></p>	区分	仕様	有効画素数	38万画素以上	録画時間	24時間録画し、画像データを1週間以上保存できるものであること。	フレームレート	4フレーム/秒以上	記録媒体	光ディスクその他これに準ずる方法により、確実に記録しておくことができる機能を有する物であること
区分	仕様										
有効画素数	38万画素以上										
録画時間	24時間録画し、画像データを1週間以上保存できるものであること。										
フレームレート	4フレーム/秒以上										
記録媒体	光ディスクその他これに準ずる方法により、確実に記録しておくことができる機能を有する物であること										
補助の対象経費	<p>通学路防犯カメラを設置する事業に要する経費のうち下記の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通学路防犯カメラの購入及び取付けに要する経費</li> <li>・通学路防犯カメラを設置している旨を示す看板の製作及びその設置に要する経費</li> </ul> <p>※機器の保守費用、修理費用、電気料金等の維持管理費は補助対象外です。</p>										

### 管理・運用について

- (1) 通学路防犯カメラの設置にあたっては、『富士宮市街頭防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン』を遵守し、プライバシー保護に配慮し適切な管理・運用を行ってください。

## 補助金交付事務の流れ

### 1 【自治会→市】事前相談

#### 【準備物】

- 事前相談申込書（記載例9 p）
- 通学路防犯カメラの位置図及び写真  
（設置場所、撮影方向及び撮影範囲が分かるもの）
- 見積書の写し  
（「機器購入費」「設置工事費」「看板設置費（看板製作費含む。）」など、通学路防犯カメラ1台ごとに補助対象経費の内訳が分かるもの）
- 設置する通学路防犯カメラの機能や確認できるカタログ等の資料（写）



### 2 【市、自治会ともに】現地協議

自治会、市、警察、設置する学区の学校の4者で防犯カメラ設置場所を確認します。  
現地協議の日程については、市民生活課から別途連絡します。



### 3 【市→自治会】補助の内示



### 4 【自治会→市】補助金交付申請書の提出

内示後速やかに準備、提出してください。

#### 【準備物】

- 富士宮市通学路防犯カメラ設置費補助金交付申請書（第1号様式）（記載例12 p）
- 事業計画書（記載例13 p）
- 収支予算書（記載例14 p）
- 通学路防犯カメラ管理運用に関する規程（参考例15 p）
  - ※『富士宮市該当防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン』に則したもの
- 通学路防犯カメラの撮影範囲に映る世帯の同意書の写し（記載例17 p）
- 通学路防犯カメラを設置する敷地の所有者または管理者の許可証などの写し
  - ※民有地に設置する場合：所有者の同意書の写し（記載例18 p）
  - ※公園、道路内等に設置する場合：許可書（占有許可、使用許可等）の写し
- 補助事業の実施に関する補助対象団体の総会等の議事録等の写し
  - ※総会や役員会の議事録が提出できない場合は住民合意形成報告書を提出してください。（記載例19 p）

【以下の書類は、事前相談の際に提出いただいてから変更がなければ提出不要です】

- 通学路防犯カメラの位置図及び写真、並びに看板の設置場所及びその仕様を記載した資料  
(設置場所、撮影方向及び撮影範囲が分かるもの)
- 見積書の写し
- ※「機器購入費」「設置工事費」「看板設置費(看板製作費含む。)」など、通学路防犯カメラ1台ごとに補助対象経費の内訳がわかる見積書
- 設置する通学路防犯カメラの機能を確認できる資料(カタログ等の資料)



**5 【市→自治会】補助金の交付決定**

補助金交付決定を受けた後に申請内容が変更になる場合には、  
変更前に必ず市民生活課に御連絡ください。



**6 【自治会で】設置工事着手～完了**

2月末までに防犯カメラの設置を完了させてください。



**7 【自治会→市】実績報告書の提出**

設置工事完了後速やかに書類を提出してください。

【提出物】

- 通学路防犯カメラ設置補助事業実績報告書(記載例21p)
- 誓約書(記載例23p)
- 設置した通学路防犯カメラが撮影した画像データ等
- 通学路防犯カメラの設置状況が分かる写真
- ※通学路防犯カメラ、録画機器(カメラと一体型でない場合)、看板の設置状況
- 補助対象経費に掛かる領収書の写し



**8 【市→自治会】補助金の交付額確定**

実績報告書受領後



**9 補助金交付**

※自治会で交付確定書受領後

【自治会→市】請求書の提出

【市→自治会】請求書受領後、1か月程度でお支払いします。

## 事前相談申込書提出の前に

### 1 設置したい場所を決めましょう。

自治会等で確実に管理することのできる民有地への設置をまず検討してください。

検討した結果、民有地では設置の効果が得られない場合は、事前相談の際御相談ください。

※設置方法により、公道や公共施設への設置について、管理者から許可が得られない場合があります。

### 2 防犯カメラのカタログや見積書を複数取り寄せてみましょう。

(1) 補助対象となる通学路防犯カメラの仕様は、1ページの表のとおりです。仕様を満たすカタログ、見積書を取り寄せましょう。

事前相談の際に、カタログや見積書の写し御準備ください。(後日提出も可)

(2) 補助金額は、通学路防犯カメラ1台ごとに計算します。

見積書は、1台ごとの内訳と金額がわかるように記載してもらってください。

### 3 設置について、自治会の総会や役員会等で話し合ってください。

自治会内で、通学路防犯カメラの設置について合意形成してください。

補助の内示後、補助金交付申請の際に、同意書や総会議事録の写し等の書面を提出していただきます。

なお、提出していただく議事録は、役員会等のものでも構いませんが、設置後のトラブル回避のため、一部の方々だけで決めるのではなく、地域住民の方に十分周知を行い、合意形成をしてください。

### 4 設置後の維持管理体制について、自治会で話し合ってください。

(1) 通学路防犯カメラ設置にあたっては、『富士宮市街頭路防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン』を遵守し、プライバシー保護に配慮し適切な管理・運用を行っていただきます。

また、管理責任者や管理体制についても確認し、防犯カメラ管理規定や管理責任者名簿を作成していただきます。

(2) 機器の保守費用、修理費用、電気料金等の維持管理費は補助の対象外です。

設置後の維持管理の費用負担についても確認してください。

(3) 通学路防犯カメラの落下等により自動車や人に損害を与えてしまった場合、その防犯カメラの管理者の管理責任が問われ、賠償責任を負うことになります。

通学路防犯カメラの設置にあたっては、そのようなことも考慮していただき、賠償責任保険への御加入についても御検討ください。

また、防犯カメラの故障等についても補助対象外となりますので、メーカー保証を御確認頂き、保険等への加入についても御検討ください。(※保険料は補助の対象外です。)

## 補助金交付申請の手続き

### 1 【自治会→市】 事前相談

補助金の交付申請をしようとする場合は、まずは事前相談を承ります。

期限内に下記の書類を提出してください。

- (1) 事前相談申込書（記載例 9 p）
  - (2) 設置箇所及び撮影範囲を明記した図面
  - (3) 設置箇所及び撮影方向が分かる写真  
（カメラを設置する場所と、撮影する方向が分かる写真）
  - (4) 見積書の写し  
（「機器購入費」「設置工事費」「看板設置費（看板製作費含む。）」など、通学路防犯カメラ 1 台ごとに補助対象経費の内訳が分かるもの）
  - (5) 設置する通学路防犯カメラの機能を確認できるカタログ等の資料の写し
- ※この時点では、「見積書の写し」や「自治会の総会等の議事録等の写し」が準備できていなくてもかまいませんが、自治会内で設置について意思統一を図っておいてください。

### 2 【市、自治会ともに】 現地協議

事前相談をした自治会、市民生活課、富士宮警察署、防犯カメラを設置する学区の学校の 4 者で現地協議を行います。現地協議の日時は、市民生活課から別途連絡します。

- (1) 通学路防犯カメラの適切な設置場所、撮影範囲について申請自治会、警察等の関係機関と現地で協議を行います。
- (2) 現地協議の際には、「通学路防犯カメラ現地協議確認表（10～11 ページ）」を用いて協議を行います。協議の結果、設置場所の変更をお願いする場合があります。

### 3 【市→自治会】 補助の内示

事前相談及び現地協議をもとに、地域の犯罪情勢等を考慮した上で選考を行い、補助自治会に内示します。

※補助金の予算の範囲内で行うため、御希望に添えない場合があります。

#### 4 【自治会→市】補助金交付申請書の提出

内示後速やかに準備、下記の書類を市民生活課に提出してください。

##### 【提出書類】

- ① 富士宮市通学路防犯カメラ設置費補助金交付申請書（第1号様式）  
（記載例12ページ）
- ② 事業計画書（記載例13ページ）
- ③ 収支予算書（記載例14ページ）
- ④ 設置箇所及び撮影方向・範囲を明記した図面、並びに看板の設置場所及びその仕様を記載した資料（★）
- ⑤ 見積書の写し（★）  
※「機器購入費」「設置工事費」「看板設置費（看板製作費含む。）」など、通学路防犯カメラ1台ごとに補助対象経費の内訳がわかる見積書
- ⑥ 設置する通学路防犯カメラの機能を確認できる資料（カタログ等の資料）（★）
- ⑦ 通学路防犯カメラ管理運用に関する規程（参考例15ページ）  
※『富士宮市該当防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン』に則したもの
- ⑧ 通学路防犯カメラの撮影範囲に映る世帯の同意書の写し（記載例17ページ）
- ⑨ 通学路防犯カメラを設置する敷地の所有者または管理者の許可証などの写し  
※民有地に設置する場合：所有者の同意書の写し（記載例18ページ）  
※公園、道路内等に設置する場合：許可書（占有許可、使用許可等）の写し
- ⑩ 補助事業の実施に関する補助対象団体の総会等の議事録等の写し  
※総会や役員会の議事録が提出できない場合は住民合意形成報告書を提出してください。（記載例19ページ）
- ⑪ 前各号に掲げるもののほか、市長が指定する書類  
※設置場所や機器によっては、別途提出をお願いする場合があります。  
（★）…事前相談の際に提出いただいたものから変更がなければ、交付申請の際の提出は不要です。

#### 5 【市→自治会】補助金の交付決定

申請していただいた内容を審査したうえで、補助金の交付を決定し、通知します。

※補助金交付決定を受けた後に申請内容の変更が必要となる場合には、所定の手続きがありますので、変更前に必ず市民生活課にご連絡ください。

## 6 【自治会で】設置工事着手～完了

2月末までに防犯カメラの設置を完了させてください。

## 7 【自治会→市】実績報告書の提出

通学路防犯カメラ設置工事完了後速やかに、下記の書類を市民生活課に提出してください。

※書類の書き方は、ページからの「記載例」を参考にしてください。

### 【提出書類】

- ① 通学路防犯カメラ設置補助事業実績報告書（記載例 21 p）
- ② 事業実績報告書（記載例 22 p）
- ③ 誓約書（記載例 23 p）
- ③ 設置した通学路防犯カメラが撮影した画像データ等
- ④ 通学路防犯カメラの設置状況が分かる写真

※通学路防犯カメラ、録画機器（カメラと一体型でない場合）、看板の設置状況

- ⑤ 補助対象経費に掛かる領収書の写し
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、市長が指定する書類

## 8 【市→自治会】補助金の交付額確定

実績報告書の内容を審査した上で、補助金の額を確定し、通知します。

## 9 補助金の交付

交付確定通知書の交付確定額により、請求書を市民生活課に提出してください。

請求書を受理して、1か月程度を目途に指定された口座に補助金をお支払いします。

## 設置後の管理及び運用について

### 1. プライバシーの保護について

通学路防犯カメラ設置にあたっては、『富士宮市通学路防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン』を遵守し、プライバシー保護に配慮し適切な管理・運用を行ってください。

### 2. 適切な維持管理について

設置してから撤去するまでの間は、街頭防犯カメラを適切に維持管理してください。また、設置後は継続して運用してください。

### 3. 保守管理について

通学路防犯カメラは、屋外における長期間の使用による部品の劣化などにより、使用に支障をきたす可能性があります。

修繕費は補助の対象となりませんので、保険等への加入を御検討ください。

機種を選定を行う際に、電気料金や部品の寿命、交換等にかかる費用、品質保証期間、故障の場合の対応、点検の頻度や点検に係る費用などを確認しておきましょう。

(電気料金保守点検費、保険料や維持管理経費は補助の対象外です。)

### 4. 定期点検について

通学路防犯カメラを設置したら、年に一度は業者または自治会自らによる通学路防犯カメラの点検を行ってください。

壊れた通学路防犯カメラがそのままになっていると、地域の防犯力の低下につながるほか、壊れた防犯カメラが落下する恐れがあり危険です。

### 5. 事故の場合の賠償等について

街頭防犯カメラの落下等により人や自動車に損害を与えてしまった場合、その通学路防犯カメラの管理者の管理責任が問われ、賠償責任を負うことになります。

街頭防犯カメラの設置にあたっては、そのようなことも考慮していただき、賠償責任保険への御加入についても御検討ください。

(保険料は維持管理経費となり補助の対象外です。)

富士宮市通学路防犯カメラ設置費補助金に係る事前相談申込書

令和 3年 〇月 〇〇日

(宛先) 富士宮市長

	区 名	〇 〇 区
	区長住所	富士宮市 弓沢町 150
申請者	区 長 名	富士宮 太郎
	担当者氏名	弓沢 太郎
	担当者連絡先	0544-22-〇〇〇〇

富士宮市通学路防犯カメラ設置事業の補助申請について、事前相談を申し込みます。

記

1 通学路防犯カメラの設置予定台数及び場所

1 台 (1自治会当たり、3年間で2台を上限)

① **富士宮市弓沢町〇〇交差点東側**

②

2 通学路防犯カメラの設置が必要な理由

① **令和2年〇月ごろ、子どもを対象とした不審者が数回出没した。**

②

3 添付書類

(1) 設置箇所及び撮影範囲を明記した図面

(2) 設置箇所及び撮影方向が分かる写真

(3) 見積書の写し

後日提出

(4) 設置する通学路防犯カメラの概要や機能が分かるカタログ等の資料

後日提出

事前相談申込書を提出するときに書類が整わない場合は、「後日提出」にチェックを入れてください。  
※申請書提出までに提出してください。

**事前相談の後、現場確認の際に市職員が使用します。  
防犯カメラ設置位置を選定する際の参考にしてください。**

通学路防犯カメラ現地協議確認票①

実施日時：令和 年 月 日

実施場所：富士宮市

自治会：

参加者：

担当者：

項目	内容	<input checked="" type="checkbox"/>	指導状況	
電源の供給	電源の供給は可能か	<input type="checkbox"/>		
通学路防犯カメラ設置の表示	通学路防犯カメラの設置を示す看板の掲示場所	<input type="checkbox"/>		
設置場所	共通	撮影範囲に通学路を撮影しているか	<input type="checkbox"/>	
	公園等	人を正面若しくは斜めから撮影する角度での設置か	<input type="checkbox"/>	
		個人のプライバシーに配慮した設置方法か	<input type="checkbox"/>	
		目立つ場所への設置か	<input type="checkbox"/>	
		第三者が触れることができない高さへの設置か	<input type="checkbox"/>	
	通学路や道路	人や車両を正面若しくは斜めから撮影する角度で設置するのか	<input type="checkbox"/>	
		個人のプライバシーに配慮した設置方法か	<input type="checkbox"/>	
		目立つ場所への設置か	<input type="checkbox"/>	
		第三者が触れることができない高さへの設置か	<input type="checkbox"/>	
	その他の場所	人や車両を正面若しくは斜めから撮影する角度での設置か	<input type="checkbox"/>	
		個人のプライバシーに配慮した設置方法か	<input type="checkbox"/>	
		目立つ場所への設置か	<input type="checkbox"/>	
		第三者が触れることができない高さへの設置か	<input type="checkbox"/>	
	工作物等への共架	工作物等への共架 工作物（ ）	<input type="checkbox"/>	

**事前相談の後、現場確認の際に市職員が使用します。  
防犯カメラ設置位置を選定する際の参考にしてください。**

通学路防犯カメラ現地協議確認票②

項目	内容	チェック	指導状況	
記録媒体等の保管状況	カメラ内蔵型、施錠設備のある保管庫若しくは施錠設備のある個室等に保管されているか	<input type="checkbox"/>		
モニター の状況	モニターの設置はないか モニターがある場合は、施錠できる室内又は設備に保管され、管理責任者若しくは取扱担当者以外の者が見通せない場所に設置されているか	<input type="checkbox"/>		
ガイドラインの遵守状況を設置者に口頭で説明 ※説明したらチェックを入れる	管理責任者の指定	管理責任者の指定（予定） 管理責任者の責務 ・運用規程の作成のほか、個人情報画像の利用及び提供並びに開示請求に関する経過を記載した簿冊及び苦情処理簿の作成 ・取扱担当者に対する周知	<input type="checkbox"/>	
	設置の表示	管理責任者及び連絡先の表示 容易に認識できる方法 （大きさ 40×15cm 程度、標準例を参照）	<input type="checkbox"/>	
	撮影範囲	必要最小限の撮影範囲	<input type="checkbox"/>	
		遠隔操作等による追跡撮影の禁止	<input type="checkbox"/>	
	画像データの保存・取扱い	取扱担当者の指定（必要最小限度の人数）	<input type="checkbox"/>	
		画像データの保存期間（1週間以上1ヶ月以内）	<input type="checkbox"/>	
		画像データの消去 保存期間の経過あるいは保存期間終了前であっても、保存の必要なくなったデータは確実かつ速やかに消去する	<input type="checkbox"/>	
		記録媒体の廃棄	<input type="checkbox"/>	
		画像データの複写の禁止 （法令に基づく場合や警察等の捜査機関からの要請の場合は除く）	<input type="checkbox"/>	
		画像の加工禁止	<input type="checkbox"/>	
		秘密の保持	<input type="checkbox"/>	
		犯罪の防止以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない 【例外事由】 ① 法令に基づく場合 ② 捜査機関の文書依頼 ③ 人の生命、身体又は財産を保護するため緊急かつやむを得ないと認められる場合 ④ 本人の同意又は依頼があった場合	<input type="checkbox"/>	
	その他	苦情の処理	<input type="checkbox"/>	
		管理規程の策定	<input type="checkbox"/>	
		撮影範囲内にある住宅世帯主への同意	<input type="checkbox"/>	
		防犯カメラ設置について自治会内での合意形成	<input type="checkbox"/>	
意見・問題点等				

第1号様式

富士宮市通学路防犯カメラ設置費補助金交付申請書

令和3年〇〇月〇〇日

(宛先) 富士宮市長

申請者 区名 〇〇 区  
 区長住所 富士宮市 弓沢町150  
 区長名 富士宮 太郎  
 電話番号 0544-22-0000

富士宮市通学路防犯カメラ設置費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 事務又は事業の名称 富士宮市通学路防犯カメラ設置補助事業
- 2 総事務費又は総事業費 275,000 円
- 3 交付申請額 137,000 円 ( 1 台)
- 4 事務又は事業の概要 ・通学路防犯カメラの設置
- 5 添付書類
 

街頭防犯カメラ1台あたりの  
 補助対象経費の2分の1以内(1000円未満切り捨て)  
 上限15万円

  - (1) 事業計画書
  - (2) 収支予算書
  - (3) その他市長が必要と認める書類

## 事業計画書

申請 自治会	名称	〇〇区	
	担当者氏名	弓沢 太郎	
	住所 (連絡先)	富士宮市弓沢町〇-〇 電話番号 〇 5 4 4 - 2 2 - 〇 〇 〇 〇	
NO.	1	2	
設置場所	富士宮市弓沢町〇〇交差点東側		
設置時期	令和3年 7月を予定		年 月を予定
設置費	275,000 円		円
補助金申請額 補助対象経費の2分の1 (千円未満切捨て) 又は15万円のいずれ か少ない額	137,000 円		円
交付申請額	137,000 円		

※変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載してください。

## 収支予算書

## 1 収入の部

区分	予算額 (変更予算額) (決算額)	備考
自治会負担金	138,000 円	
補助金	137,000 円	
計	275,000 円	

## 2 支出の部

区分	予算額 (変更予算額) (決算額)	備考
工事請負一式	275,000 円	
計	275,000 円	

※変更収支予算書の場合は、変更前の金額を上段に括弧書きし、変更後の金額を下段に記載してください。

# 「管理規程」の参考例

## □□□が設置する防犯カメラの設置及び運用基準

(目的)

第1条 この運用基準は、□□□が、×××地域に設置する防犯カメラについて、犯罪の防止を図ることと、市民の容ぼうや行動をみだりに撮影されないなどプライバシーの保護との調和を図り、適正な管理運用を行うことを目的とする。

(防犯カメラの設置の目的)

第2条 本運用基準で定める防犯カメラは、×××地域における犯罪の防止のために設置する。

(防犯カメラの設置の概要)

第3条 防犯カメラは、次に掲げる場所に設置する。

	所在地
1	富士宮市〇〇町〇〇番地 地先
2	富士宮市〇〇町〇〇番地 地先

2 モニター、録画装置及びその他の機器一式は、次に掲げる場所に設置する。

所在地	富士宮市〇〇町〇〇番地
建物等名称	〇〇〇〇〇集会所

(防犯カメラの設置及び運用)

第4条 防犯カメラの設置及び運用に当たっては、設置の目的を達成するために設置箇所及び撮影範囲が必要最小限になるようにし、特定の個人若しくは物を遠隔操作等で継続して追跡的に撮影することがないようにする。

2 防犯カメラの設置者（以下「設置者」という。）は、設置区域の入口やその区域内の見やすい場所に、次の事項を表示する。

(1) 「防犯カメラ設置中」等の防犯カメラを設置している旨

(2) 設置者の名称

(防犯カメラの管理責任者等の指定)

第5条 設置者は、その適正な管理を図るため、管理責任者を指定する。

2 管理責任者は、〇〇〇〇（※職・氏名を記載）とする。

3 管理責任者は、防犯カメラ機器の操作や画像の視聴等を行う操作担当者（原則として管理責任者とは別の者）を指定する。

4 操作担当者は、〇〇〇〇（※職・氏名を記載）とする。

5 画像を閲覧できる者は、管理責任者、操作担当者のほか、〇〇〇〇（※必要な者の職・氏名を記載）とする。

(画像の保存及び取扱い)

第6条 設置者、管理責任者及び操作担当者（以下「設置者等」という。）は、画像の漏えい、滅失、き損、流出、改ざん防止等の安全管理のため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 画像は撮影時のままで保存することとし、加工してはならない。

(2) 画像の記録された媒体は、防護された場所で厳重に管理し、第7条に定める場合

を除き、外部に持ち出してはならない。また、記録媒体を持ち出す場合は、施錠可能なカバン等を使用して盗難・紛失等に留意し、常時携行しなければならない。

- (3) 画像の保存期間は、〇〇（※最大1か月以内の必要最小限の期間を設定）とする。
- (4) 保存期間が経過した画像は、直ちに消去する。
- (5) 画像の記録媒体の廃棄は、読み取りが物理的に行えないよう、破碎、裁断等の処理又は当該記録媒体に記録された画像を復元不可能な方法により消去する。

（画像の利用及び提供の制限）

第7条 設置者等は、画像を第2条に定める設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 捜査機関から犯罪捜査目的による要請を受けた場合（ただし、画像の提供を求めるときは文書による要請に限る）
- (3) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められる場合
- (4) 画像から識別される本人の同意がある場合又は本人へ提供する場合
- (5) 設置者等が管理上、特に必要であると認める場合

（苦情等の処理）

第8条 苦情や問合せには、設置者等が、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

（その他）

第9条 設置者等は、防犯カメラ機器の日常の維持管理及び廃止後の撤去に関しても、適切に対処するよう努めなければならない。

2 この基準に記載されていない事項については「富士宮市街頭防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に準じて取り扱う。

附 則

この基準は、令和 年 月 日から施行する。

同意書

〇〇区より依頼のありました、防犯のために通学路防犯カメラを設置することにより、住宅の全部又は一部が撮影範囲に入ることについて同意します。

なお、これにより生じた問題については、当事者間で対処するものとします。

令和3年〇〇月〇〇日

住所 富士宮市弓沢町〇-〇〇

世帯主氏名 〇〇 〇〇

土地使用承諾書

私（当社）の所有する土地を、下記のとおり使用することを承諾します。

1. 目的物

土地の所在地：**富士宮市弓沢町〇〇－〇**

地 目：**宅地**

地 積：**富士宮市〇〇－〇一部 10 m<sup>2</sup>**

2. 使用者

所 在 地：**富士宮市弓沢町150**

使用者名称：**〇〇区**

代表者氏名：**区長 富士宮 太郎**

3. 使用目的

**〇〇地域における犯罪防止のため、防犯カメラを設置する。**

4. 使用承諾期間

**令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで**

5. 特記事項

- ・ **電気料等の維持管理費等については〇〇区負担とする。**
- ・ **撤去が必要となった場合は〇〇区が適切に対処する。**

以上

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇区 区長 **富士宮 太郎** 様

土地所有者住所 **富士宮市弓沢町〇〇－〇**

土地所有者氏名 **市生 一郎**

住民合意形成報告書

〇〇区は、通学路防犯カメラの設置において、下記のとおり地域住民に対し十分に周知を行い合意形成した旨を報告します。

なお、通学路防犯カメラの設置について、地域内で苦情やトラブルが発生した場合には、〇〇区で対応いたします。

記

1 住民周知方法

令和3年〇月〇日、回覧板により通学路防犯カメラの設置について通知し意見聴取

2 回覧数

〇〇組 他〇〇町内会内の全35組へ回覧

3 その他

令和〇〇年〇〇月〇〇日

富士宮市長 須藤 秀忠 様

住所 富士宮市弓沢町〇〇

〇 〇 区

区長 富士宮 太郎

通学路防犯カメラ設置看板 製作例



第3号様式

## 通学路防犯カメラ設置補助事業実績報告書

令和2年〇〇月〇〇日

富士宮市長 あて

区 名 〇 〇 区

申請者 区長住所 富士宮市 弓沢町150

区 長 名 富士宮 太郎

令和3年〇〇月〇〇日付け富市生第〇〇〇号の2で交付決定のあった通学路防犯カメラ設置事業は下記のとおり完了しました。

## 記

- |   |                           |             |
|---|---------------------------|-------------|
| 1 | 補助事業の成果                   | 別紙のとおり      |
| 2 | 事業完了年月日                   | 令和3年〇〇月〇〇日  |
| 3 | 事業に要した費用                  | 金 275,000 円 |
| 4 | 補助金交付決定額                  | 金 137,000 円 |
| 5 | 収支決算書                     | 別添のとおり      |
| 6 | 添付書類                      |             |
|   | (1) 誓約書                   |             |
|   | (2) 通学路防犯カメラで撮影した映像が分かる写真 |             |
|   | (3) 通学路防犯カメラの設置状況が分かる写真   |             |
|   | (4) 補助対象経費に係る請求書及び領収書の写し  |             |

## 事業実績報告書

- 1 事業の目的 犯罪の抑止
- 2 事業実績の内容 通学路防犯カメラ設置事業
- 3 収支決算書

## 収入の部

科 目	予 算 額	決 算 額	比較増減
市補助金	137,000円	137,000円	円
地元負担金	138,000円	138,000円	円
計	275,000円	275,000円	円

## 支出の部

科 目	予 算 額	決 算 額	比較増減
工事請負一式	275,000円	275,000円	円
	円	円	円
計	275,000円	275,000円	円

誓約書

令和**3**年〇〇月〇〇日

富士宮市長 宛

区 名           〇 〇           区

誓約者 区長住所 富士宮市 **弓沢町150**

区長名           **富士宮 太郎**

このたび富士宮市通学路防犯カメラ設置事業補助金の交付を受け、通学路防犯カメラを運用するにあたり、下記事項を適正に実施することを誓約します。

記

- 1 設置場所の所有者等の権利者から、通学路防犯カメラの移設を求められた際は、速やかに自己負担により移設の工事を行います。
- 2 富士宮市街頭防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン(令和2年9月策定)を遵守します。

## Q & A

### Q 1 補助額はいくらとなるのか？

通学路防犯カメラ1台あたり2分の1を補助します。また、上限額は15万円です。最終的には、補助金交付決定通知書及び補助金交付確定通知書で通知します。

#### ～補助額と設置団体負担額の算出例～

例1 通学路防犯カメラと設置費用の合計が27万5,000円の場合

$$27万5,000円 \times 0.5 \text{ (補助率)} = \underline{13万7,500円 \text{ (上限の範囲内)}}$$

1,000円未満は切り捨てるため、13万7000円 …補助額

$$27万5,000円 - 13万7,000円 = \underline{13万8,000円} \text{ …設置する自治会の負担額}$$

例2 通学路防犯カメラと設置費用の合計が35万円の場合

$$35万円 \times 0.5 \text{ (補助率)} = 17万5,000円 \text{ (上限を超えている)}$$

35万円に補助率を乗じて得た額が補助上限額を超えるため、

補助額は補助上限額である15万円となります。 …補助額

$$35万円 - 15万円 = \underline{20万円} \text{ …設置する自治会の負担額}$$

### Q 2 通学路防犯カメラが落下するなどして事故が発生した場合の対応は？

設置自治会の責任となります。

既設の柱や建物などに設置した街頭防犯カメラが、その柱や建物の転倒や倒壊などが原因で破損した場合でも、修理や再設置に係る費用負担や工事などは設置自治会に責任を持って行っていただきます。

### Q 3 設置工事に必要な手続きや費用にはどのようなものがありますか？

設置場所によって異なりますが、主なものとして、

・民家の軒先や個人所有の敷地内などの私有地に設置する場合には、設置をする土地や建物の所有者に承諾を得て、土地使用承諾書を作成してください。

・道路に設置する場合には、一定の条件を満たした上で道路占用許可申請(国または市)、道路使用許可申請(各警察署)が必要となります。手数料として、2,300円がかかります。

・公園に設置する場合には、一定の条件を満たした上で公園占用許可申請が必要となります。

・電柱に設置する場合には、各電力会社への申請が必要となります。

・また、設置場所に関わらず、電気料金の支払い方法や電気契約について、東京電力㈱との協議が必要となります。

※道路や公園など公共的施設へ設置する場合の手続きについては、市民生活課が窓口となって関係部署に御案内します。

**Q 4 維持管理費用は年間どのくらいかかるのですか？**

設置（予定）業者に確認をお願いいたします。

なお、維持管理費のほか、故障した場合の修繕費などが別にかかります。また、通学路防犯カメラを移設する場合にも費用がかかります。

（※維持管理費や修繕費、移設費等は補助対象外です。）

**Q 5 通学路防犯カメラの設置について、なぜ、自治会の総会などで話し合わなければならないのですか？**

通学路防犯カメラは、犯罪の抑止に役立つ一方、特定の場所における不特定多数の個人の行動を撮影・記録するものであるため、地域の住民の方々への配慮や個人のプライバシーに対する配慮が必要です。街頭防犯カメラを設置したことで、後々、地域でトラブルが発生しないよう、総会等で地域の住民の方々の合意を形成していただいた上で設置することが必要となります。

**Q 6 自治会の総会は年度当初の年1回しかないのに、終わってしまったのですが・・・**

提出していただく議事録は、役員会等のものでもかまいませんが、設置後のトラブルを避けるため、一部の方々だけで決めるのではなく、防犯カメラを設置する旨を回覧するなど、地域住民の方々に十分周知を行い、合意形成をしてください。

**Q 7 通学路防犯カメラの管理規程はなぜ必要なのですか？**

撮影された画像を、誰もが見たり、自由に取り出せるのでは、プライバシーを侵害するおそれがあります。

このため、管理運用責任者、取扱担当者を指定して、目的・必要性等を踏まえた上で、適切な管理運用を行う必要があります。

このように、街頭防犯カメラを適切に管理運用するためには、苦情への対応等も含めた一定の基準を定め、関係者が共通の認識を持つことが必要です。

**Q 8 ダミーカメラは補助の対象となりますか？**

対象となりません。

**Q 9 不法投棄を監視するカメラも対象となりますか？**

この補助金は、通学路で発生する犯罪の抑止を目的として設置される防犯カメラを対象としているため、不法投棄の監視目的のみでは対象となりません。

**Q 1 0 商店街に設置するカメラは補助の対象となりますか？**

補助の対象となるのは、自治会が購入、設置した防犯カメラですので、商店街自治会が設置するカメラは補助の対象にはなりません。

**Q 1 1 通学路防犯カメラを修理したり更新したりする場合には補助は出ますか？**

故障等による付け替えが生じた場合、それにかかる費用は補助の対象にはなりません。

**Q 1 2 リースは補助の対象にはなりますか？**

リースも補助の対象となりますが、購入の場合と同じく、防犯カメラの設置費のみが補助対象経費となります。維持管理費等は補助対象経費とはなりませんので、御注意ください。

補助金に関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

**富士宮市役所 市民部 市民生活課**

**電話 0544-22-1130**

**FAX 0544-22-1284**